



# 山形県公報

平成26年12月12日（金）  
第2605号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………（環境企画課）…1305
- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………（子育て支援課）…1306
- 有害図書類の指定……………（若者支援・男女共同参画課）…同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…1307
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同
- 家畜伝染病発生の届出……………（畜産振興課）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…1308
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁西置賜建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1309
- 公共測量の終了の通知……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（最上総合支庁建築課）…同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会12月臨時会の招集……………1310

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（同）…1312
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（同）…1313
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（同）…同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（村山総合支庁建設総務課）…1314
- 平成27年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………（教育委員会）…1315

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第1017号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成26年12月25日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名称 最上小国川地区水資源保全地域  
(2) 区域 最上郡最上町1林班から57林班まで並びに同郡舟形町1林班から9林班まで、10林班い小班の一部、42林班、43林班、45林班及び46林班
- 2 (1) 名称 川西町犬川地区水資源保全地域  
(2) 区域 東置賜郡川西町9林班ろ小班及びは小班、10林班から19林班まで、43林班から71林班まで並びに76林班から91林班まで
- 3 (1) 名称 川西町黒川地区水資源保全地域  
(2) 区域 東置賜郡川西町20林班から42林班まで

### 山形県告示第1018号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.45パーセント」を「年0.40パーセント」に、「年0.25パーセント」を「年0.20パーセント」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成26年11月13日から適用する。
- 2 平成26年11月13日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

### 山形県告示第1019号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

| 指定番号 | 題 名                    | 図書コード等   | 発 行 所 等      | 指定の理由                               |
|------|------------------------|----------|--------------|-------------------------------------|
| 566  | 江戸紅葉おんな十五夜             | 50627-29 | (株)小池書院      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 567  | 桃乳と桃尻                  | 57633-37 | (株)竹書房       |                                     |
| 568  | 別冊週漫スペシャル 2015 1月号     | 17929-01 | (株)芳文社       |                                     |
| 569  | 月刊劇漫スペシャル 2015 1月号     | 13545-1  | (株)竹書房       |                                     |
| 570  | 純愛オトメ日記                | 58301-86 | (株)マックス      |                                     |
| 571  | 微熱SUPERデラックス 2014年12月号 | 07689-12 | セブン新社        |                                     |
| 572  | 薬研のお銀 事件帖              | 50627-53 | (株)小池書院      |                                     |
| 573  | なんでも言うことを聞いてくれる純潔ムスメ達  | 57631-75 | (株)竹書房       |                                     |
| 574  | 兄弟姦!!!                 | 47652-34 | (株)マガジン・マガジン |                                     |

|     |                       |          |             |                                             |
|-----|-----------------------|----------|-------------|---------------------------------------------|
| 575 | 実話ナックルズ12月号           | 04877-12 | ミリオン出版(株)   | 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 576 | ナックルズ極ベストVOL. 9       | 68513-43 | ミリオン出版(株)   |                                             |
| 577 | 実話タブー！ レッドゾーン VOL. 3  | 68513-25 | (株) 大 洋 図 書 |                                             |
| 578 | 月刊実話ドキュメント12月号        | 15115-12 | マイウェイ出版(株)  |                                             |
| 579 | 実話時代12月号              | 15277-12 | (株)メディアボーイ  |                                             |
| 580 | 宅見若頭暗殺 実話ドキュメント30周年記念 | 68285-12 | マイウェイ出版(株)  |                                             |
| 581 | チャンプロード 2014 12月号     | 06231-12 | (株)笠倉出版社    |                                             |

## 山形県告示第1020号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 指定年月日        |
|--------------------|--------------------------------|---------|--------------|
| 株式会社 to life       | いっしょ いよ<br>鶴岡市大西町5番28号         | 通 所 介 護 | 平成26. 11. 13 |
| 株式会社ひまわり           | デイサービスひまわりアプラ<br>鶴岡市稲生一丁目4番53号 | 通 所 介 護 | 同 12. 1      |

## 山形県告示第1021号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 指定年月日        |
|----------------------|--------------------------------|----------|--------------|
| 株式会社 to life         | いっしょ いよ<br>鶴岡市大西町5番28号         | 介護予防通所介護 | 平成26. 11. 13 |
| 株式会社ひまわり             | デイサービスひまわりアプラ<br>鶴岡市稲生一丁目4番53号 | 介護予防通所介護 | 同 12. 1      |

## 山形県告示第1022号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生場所            | 発生年月日     |
|----------|-------|-----------|----|-----------------|-----------|
| ヨーネ病     | 牛     | 患畜        | 1  | 山形市大字中野字的場936番地 | 平成26.12.2 |

#### 山形県告示第1023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営三川地区土地改良事業（農業基盤整備促進事業）計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所及び三川町役場
- 縦覧に供する期間  
平成26年12月16日から平成27年1月22日まで
- その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第1024号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成26年12月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 解除予定保安林の所在場所  
西置賜郡白鷹町大字大瀬字上ノ林1289の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部林業振興課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第1025号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年12月12日から同月25日まで縦覧に供する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉村美栄子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 287号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長           |
|-------------------------------------|------|------------------------|---------------|
| 長井市森字山之下480番15から<br>同 五十川字穴堰4135番まで | 旧    | 22.0 メートル<br>}<br>11.0 | メートル<br>1,565 |
| 同 上                                 |      | 96.0 メートル<br>}<br>18.0 | メートル<br>1,560 |
| 同 上                                 | 新    | 33.9 メートル<br>}<br>13.4 | 同 上           |

**山形県告示第1026号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白鷹町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
白鷹町管内
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年10月23日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（MMSデータ計測）

**山形県告示第1027号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
米沢市福田町一丁目
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年9月22日から同年11月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）（3級基準点 新設2点）

**山形県告示第1028号**

次の開発行為は、完了した。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年11月19日 指令最総建第14号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
新庄市五日町字宮内245-2、246、247、272-1、273-4、274、403の一部、404の一部、405の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
山形市あこや町三丁目8番9号 株式会社ヤマザワ

**山形県告示第1029号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

|         |               |
|---------|---------------|
| " 七日町支店 | " 七日町一丁目4番14号 |
|---------|---------------|

を

|         |            |
|---------|------------|
| " 山形営業部 | " 相生町8番29号 |
|---------|------------|

に、

|        |               |   |   |
|--------|---------------|---|---|
| " 市南支店 | " 上町四丁目13番13号 | " | " |
| " 市北支店 | " 相生町8番29号    | " | " |

を

|        |               |   |   |
|--------|---------------|---|---|
| " 市南支店 | " 上町四丁目13番13号 | " | " |
|--------|---------------|---|---|

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第18号**

山形県教育委員会12月臨時会を次のとおり招集した。

平成26年12月12日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成26年12月15日（月） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 教職員の人事について

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成27年4月12日まで縦覧に供する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツタヤ東根店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名 称       | 所 在 地           |
|-----------|-----------------|
| ケーズデンキ東根店 | 東根市大字蟹沢字大道東2082 |

(変更後)

| 名 称    | 所 在 地               |
|--------|---------------------|
| ツタヤ東根店 | 東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号 |

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|------------|----------------------|--------|
| 株式会社デンコードー | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井上元延   |

(変更後)

| 名 称        | 住 所                | 代表者の氏名 |
|------------|--------------------|--------|
| 株式会社デンコードー | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地 | 井上恵右   |

## (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名 |
|------------|----------------------|--------|
| 株式会社デンコードー | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井上元延   |

(変更後)

| 名 称                 | 住 所                | 代表者の氏名 |
|---------------------|--------------------|--------|
| 株式会社デンコードーエンタテインメント | 宮城県名取市上余田字千刈田308番地 | 谷地賢光   |

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

イ 名称に係るもの 平成26年11月10日

ロ 所在地に係るもの 平成20年10月11日

## (2) 2の(2)に掲げる事項 平成24年7月1日

## (3) 2の(3)に掲げる事項 平成26年11月10日

## 4 届出年月日

平成26年11月17日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに東根市役所において平成27年4月12日まで縦覧に供する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツタヤ東根店  
東根市さくらんぼ駅前二丁目16番25号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田308番地  
代表取締役 井上恵右
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株式会社デンコードー    | 午前10時   | 午後8時    |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者       | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------------|---------|---------|
| 株式会社デンコードーエンタテインメント | 午前9時    | 翌日の午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
- 4 変更年月日  
平成26年12月5日
- 5 届出年月日  
平成26年11月17日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月12日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号  
代表取締役 大川奈津子
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
主婦の店鶴岡南店  
鶴岡市文園町1番5号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(廃止前) 1,379平方メートル  
(廃止後) 0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日  
平成26年10月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成27年4月12日まで縦覧に供する。

平成26年12月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サウスモール ミーナ  
鶴岡市千石町3番地8外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社庄交コーポレーション 鶴岡市錦町2番60号  
代表取締役 早坂剛  
株式会社主婦の店鶴岡店 鶴岡市本町一丁目6番2号  
代表取締役 大川奈津子
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称               | 所 在 地       |
|-------------------|-------------|
| (仮称) 庄交ショッピングセンター | 鶴岡市千石町3番地8外 |

(変更後)

| 名 称        | 所 在 地       |
|------------|-------------|
| サウスモール ミーナ | 鶴岡市千石町3番地8外 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称         | 住 所          | 代表者の氏名    |
|-------------|--------------|-----------|
| 株式会社主婦の店鶴岡店 | 鶴岡市本町一丁目6番2号 | 大 川 奈 津 子 |
| 未 定         |              |           |

## (変更後)

| 名 称            | 住 所                             | 代表者の氏名    |
|----------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社主婦の店鶴岡店    | 鶴岡市本町一丁目6番2号                    | 大 川 奈 津 子 |
| 株式会社東北セイムス     | 宮城県仙台市太白区西中田五丁目17番1号            | 香 田 国 仁   |
| 株式会社ワッツオースリー販売 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番70号住友生命OBPプラザビル | 越 智 正 直   |

## 4 変更年月日

平成26年11月13日

## 5 届出年月日

平成26年11月20日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成27年4月12日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年12月12日

山形県村山総合支庁長 加 藤 祐 悦

## 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

道路凍結抑制剤（塩化ナトリウム） 1,338,000キログラム

## 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県村山総合支庁建設部建設総務課経理係

山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8185

## 3 落札者を決定した日 平成26年11月13日

## 4 落札者の氏名及び住所

山形ソルト商事株式会社営業部 山形市流通センター一丁目10番地の1

## 5 落札金額 1キログラム当たり31,536円

## 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年10月3日

平成27年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

平成26年12月12日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立米沢工業高等学校 | 生産情報 | 11名  |

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成27年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

#### 別記

#### 平成27年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

##### 1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成27年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

##### 2 募集区域

県下一円

##### 3 出願期間

平成27年1月5日（月）から1月9日（金）正午まで

##### 4 提出書類

###### (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として2,200円の山形県収入証紙を貼り、消印はしないこと。

###### (2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

###### (3) 写 真

最近3か月以内に撮影したもの

###### (4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

###### (5) 健康診断書

学校所定のもので、平成26年4月1日以降に受診したもの

##### 5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接により行う。

- (1) 期 日 平成27年1月17日（土）
- (2) 場 所 県立米沢工業高等学校
- (3) 選考方法

ア 小論文（50分）

イ 面接（15分程度）

##### 6 合格発表

平成27年1月21日（水）午後3時予定

##### 7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ  | 行    | 誤         | 正     |
|-------------|------------|------|------|-----------|-------|
| 平成26. 12. 2 | 第2602号     | 1278 | 下から8 | 知事に意見書を提出 | 知事に提出 |